# 大分県医療生活協同組合　男女の賃金の差異に関する情報公表

公表日：令和8年9月14日

| | 男女の賃金の差異<br>（男性の賃金に対する女性の賃金の割合） |
|---|---|
| 全職員 | 70.1% |
| 正規職員 | 83.6% |
| 正規職員以外 | 53.3% |

説明欄

| | | |
|---|---|---|
| 対象期間 | ： | 令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで) |
| 賃　　金 | ： | 基本給、各種手当、超過勤務手当、賞与等を含み、通勤手当は除く。 |
| 正規職員 | ： | 期間の定めがない無期雇用で契約している職員。交代制勤務を含むフルタイムで勤務。<br>給与については基本的に月給制。法人の要請に基づき、業務や勤務地の変更が生じる場合がある。 |
| 正規職員以外 | ： | 期間の定めがある有期雇用で契約している職員。ただし有期の雇用契約が反復更新され5年を超えた場合、本人の希望により無期雇用に転換する。<br>給与については基本的に時給制。フルタイム・パートタイム、また単発的に業務を行う登録職員を含む。 |

差異に対する補足説明　：

医療・保健・福祉サービスを主体としているため、全職員の内79.8%が女性職員である。

また男性職員に対し女性職員の年齢層が低く、パートタイム・登録職員の比率が高いため相対的に賃金水準が低い数値となっている。